

工場・事業場排水と公共下水道

—快適な水環境・健全な水循環をめざして—



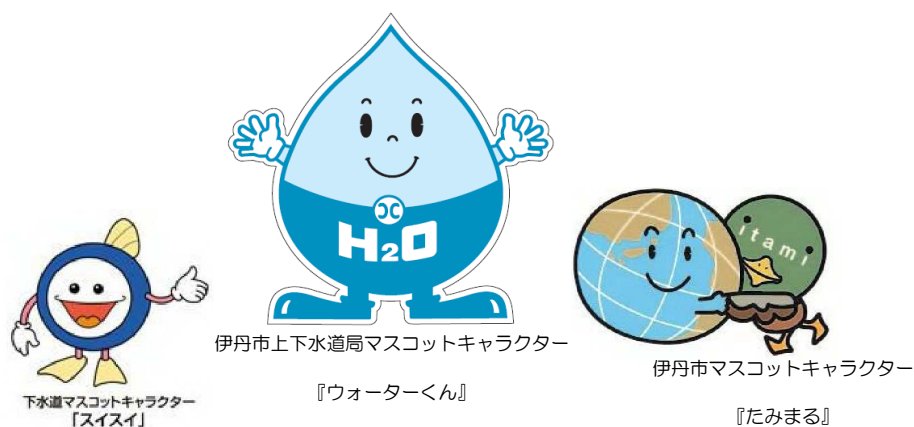
平成いたみ八景
「昆陽池公園夕景」

伊丹市上下水道局整備保全室

令和7年5月

目 次

	ページ
1. はじめに	1
2. 公共下水道へ流してはいけない排水について	1
3. 特定施設・特定事業場とは	6
4. 除害施設とは	7
5. 一定の工場・事業場の設置者は、次の届出が必要です	7
6. 水質事故時の措置について	11
7. この他に守らなければならないことがあります	12
8. 最後に・・・	13



1.はじめに

§ 水循環と下水道

私たちが毎日の生活や産業活動で使った水は、下水管を通して下水処理場に運ばれ、きれいな水に処理してから、川や海に戻されます。

しかし、下水道は万能ではありません。工場・事業場で使用する物質には、トリクロロエチレンなどの有害物質や六価クロムなどの重金属にいたるまで数多くあります。

そして、排出される汚水の水質を一定基準以下に保たなければ、公共下水道の機能と施設の保全、下水道終末処理場の放流水質の確保、さらには終末処理場から発生する汚泥の有効利用等が困難になります。

下水道使用のルールを守るとは、循環する水を守り、ひいては私たちの快適な暮らしを守ることにつながります。

この手引きは、工場・事業場排水に関する法律や条例について要点をまとめました。ぜひ、手引きを活用し、水質保全に努めていただきますようお願いします。

2.公共下水道へ流してはいけない排水について

§ 工場・事業場排水が下水道に及ぼす影響

公共下水道への排水については、公共用水域（海や河川など）の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から水質規制が行われています。

工場・事業場から排除される汚水には、下水道施設へ悪影響を与える物質が含まれている場合があります。

例えば、酸やアルカリの強い液体が下水道に流れると、下水管が腐食し、場合によっては道路を陥没させる原因となります。

また、トリクロロエチレンやジクロロメタンなどの揮発性有機化合物(VOCs といいます。)は、下水管内での作業を危険にするだけでなく、下水処理場の処理機能を低下させ、処理水質を悪化させる原因となります。

排除基準以下の水質にするためには、事業場内に除害（排水処理）施設を設置し、処理を行う必要があります。

なお、水質基準を超過した下水を排除すると、下水道法や伊丹市下水道条例に基づき、排水の一時停止命令等の行政処分が適用される場合があります。

規制を受ける項目およびそれらが公共下水道に排水された場合の影響については、次ページのとおりです。

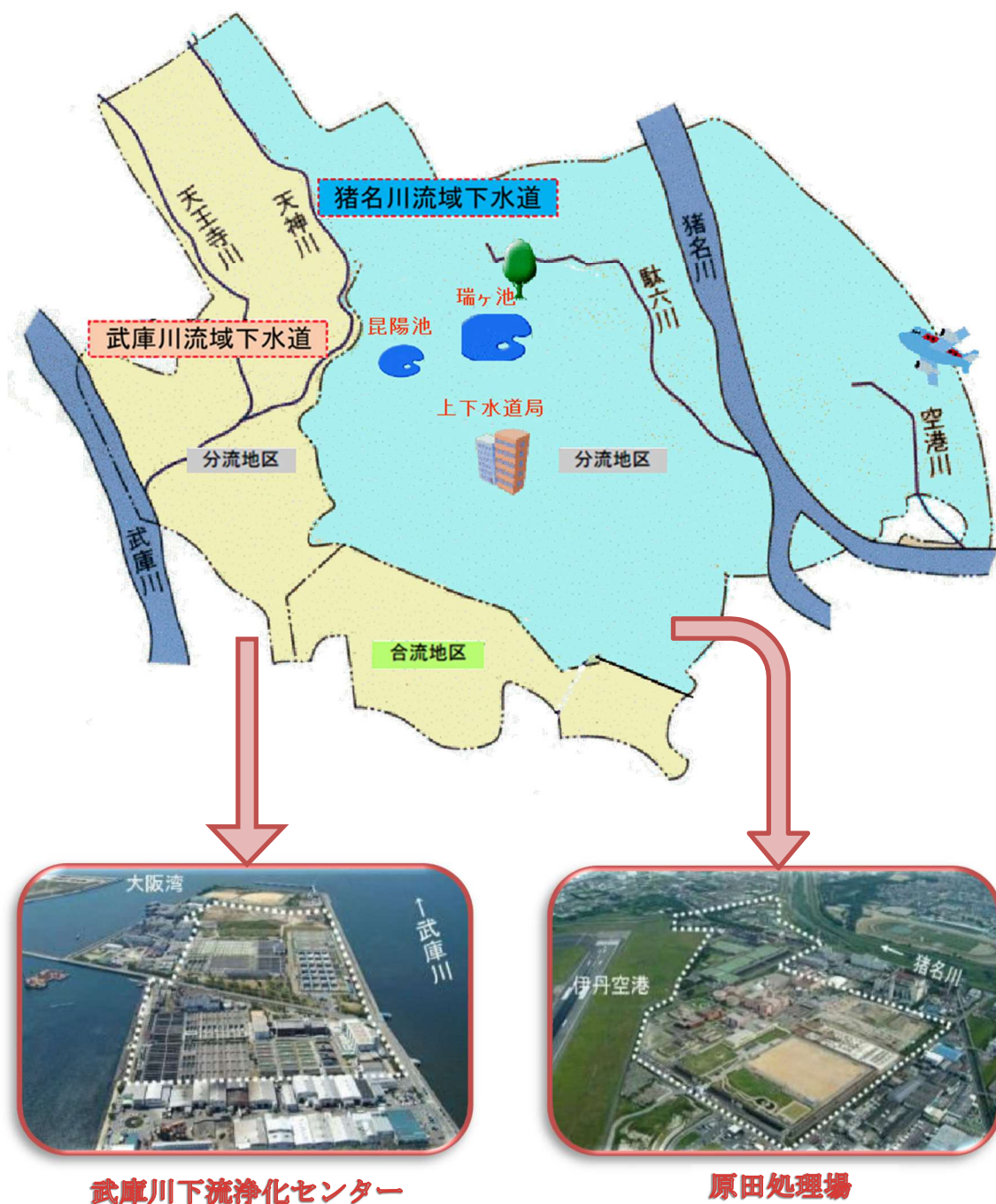
§ 規制項目および公共下水道に対する影響

規制を受ける項目	公共下水道に対する影響
水素イオン濃度（pH）	下水道施設を腐食させます。 他の排水と混ざると有害ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量（BOD）	高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
浮遊物質量（SS）	下水道管を詰まらせます。
ノルマルヘキサン抽出物	下水道管を詰まらせます。火災の危険もあります。
窒素、燐（りん）	高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
シアン	下水道管内の作業を危険にします。 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
アルキル水銀、有機燐、鉛、 総水銀、カドミウム、砒素、 六価クロム、銅、亜鉛、 総クロム、溶解性鉄、 溶解性マンガン、ほう素 ポリ塩化ビフェニル、セレン	下水処理場における生物処理の機能を低下させます。 下水処理場等で発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロエチレン、テトラクロ ロエチレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、 シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン、ふっ素、 1,4-ジオキサン	下水道管内の作業を危険にします。 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水道管内の作業を危険にします。
温度	下水道管内の作業を危険にします。

§ 下水排除基準

伊丹市の公共下水道は、猪名川流域下水道と武庫川下流流域下水道の 2 つの地域に分かれています。そして、流域下水道ごとに処理場が分かれており、処理場ごとに下水排除基準が異なります。

各流域下水道の下水排除基準は、次のとおりです。



○猪名川流域下水排除基準

事業場の平均排水量 対象物質又は項目		特定事業場の平均排水量			非特定事業場		
		30m³/日未満	30m³/日以上 50m³/日未満	50m³/日以上	1,000m³/日未満	1,000m³/日以上 5,000m³/日未満	5,000m³/日以上
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	シアン化合物	1	1	1	1	1	1
	有機燐化合物	1	1	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10	10	10	2	2	2
	ふっ素及びその化合物	8	8	8	8	8	8
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10	10	10	10
	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	[380]	[380]	[380]	[380] [(125)]	[380] [(125)]	[380] [(125)]
環境項目等	フェノール類	5	5	5	5	5	5
	銅及びその化合物	3	3	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10	10	10
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10	10	10
	クロム及びその化合物	2	2	2	2	2	2
	水素イオン濃度(pH)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	600	600	600 (300)	600 (300)	600 (300)
	浮遊物質(SS)	600	600	600	600 (300)	600 (300)	600 (300)
	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	5	5	5	5	4	3
	動植物油脂類	30	30	30	30	20	10
	窒素含有量	[240]	[240]	[240]	[240]	[240]	[240]
	燐含有量	[32]	[32]	[32]	[32]	[32]	[32]
	温度	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)
	沃素消費量	220	220	220	220	220	220
備考	色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと
	1. 水素イオン濃度、温度を除きすべてmg/Lである。 ただし、ダイオキシン類はpg-TEQ/Lである。 2. ()内は製造業又はガス供給業に対する排除基準である。 3. []内の基準値は指導目標値である。 4. ■に適合しない排水を流すと、処罰される場合があります。 ■に適合しない排水を流すと、水質改善のために除害施設を設置する命令や排水を一時停止するよう命令される場合があります。						

○武庫川流域下水排除基準

事業場の平均排水量 対象物質又は項目		特定事業場の平均排水量			非特定事業場
		30m ³ /日 未満	30m ³ /日 以上 50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
	* シアン化合物	0.7 <0.3>	0.7 <0.3>	0.7 <0.3>	0.7 <0.3>
	* 有機燐化合物	0.7 <0.3>	0.7 <0.3>	0.7 <0.3>	0.7 <0.3>
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	* 六価クロム化合物	0.2 <0.1>	0.2 <0.1>	0.2 <0.1>	0.2 <0.1>
	* 砒素及びその化合物	0.1 <0.05>	0.1 <0.05>	0.1 <0.05>	0.1 <0.05>
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10	10	10	10
	ふっ素及びその化合物	8	8	8	8
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10	10
	アンモニア性窒素、 亜硝酸性窒素、硝酸性窒素	[380]	[380]	[380]	[380]
環境項目等	フェノール類	5	5	5	5
	銅及びその化合物	3	3	3	3
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10
	クロム及びその化合物	2	2	2	2
	水素イオン濃度(pH)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)	5~9 (5.7~8.7)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600	600	600	600
	浮遊物質(SS)	600	600	600	600
	ノルマルヘキサン 鉱油類	5	5	5	5
	抽出物質含有量 動植物油脂類	30	30	30	30
	窒素含有量	[240]	[240]	[240]	[240]
	磷含有量	[32]	[32]	[32]	[32]
	温度	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)	45℃(40℃)
	沃土消費量	220	220	220	220
備考	色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと
	1. 水素イオン濃度、温度を除きすべてmg/Lである。ただし、ダイオキシン類はpg-TEQ/Lである。 2. *印の物質は兵庫県の上乗せ条例による基準値です。 3. ()内は製造業又はガス供給業に対する排除基準である。 4. []内の基準値は指導目標値である。 5. ■に適合しない排水を流すと、処罰される場合があります。 ■に適合しない排水を流すと、水質改善のために除害施設を設置する命令や排水を一時停止するよう命令される場合があります。				

§ 下水排除基準に適合しない下水を流してはいけません

4～5 ページの排除基準一覧にある、■に適合しない下水を流した工場・事業場は、下水道法による罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金。過失による場合は、3 月以下の禁錮又は 20 万円以下の罰金）を受けることがあります。（下水道法第 46 条）

また、この基準に適合しない下水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設を使うことや公共下水道への排水を一時停止するよう命令することがあります。（下水道法第 37 条の 2、第 38 条第 1 項第 1 号）

4～5 ページの排除基準一覧にある、■に適合しない下水を流した工場・事業場には、下水の水質を改善するよう命令したり、公共下水道への排水を一時停止するよう命令することがあります。（下水道法第 38 条第 1 項第 1 号、伊丹市下水道条例第 12 条の 3）

§ 下水排除基準に適合させるために

工場、事業場からの下水を下水排除基準値に適合させるためには、まず次のことを検討してみてください。

- ▶ 製造方法、工程等を工夫する。
- ▶ 薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- ▶ 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても下水の水質を下水排除基準値に適合できない場合には、除害施設等を設置して汚水処理を行う必要があります。

3.特定施設・特定事業場とは

特定施設とは、『カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずる項目（有害物質）』（4～5 ページ記載の排除基準一覧の上段）もしくは、『生物化学的酸素要求量(BOD)等の生活環境に係る被害を生ずる項目（環境項目）』（同一覧の下段）を含む汚水又は廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法で定めたものです。

たとえば、金属製品製造業で使用する『酸洗施設』『電気めっき施設』やガソリンスタンドに設置する『自動式車両洗浄施設』は特定施設です。

また、これらの特定施設を設置した事業場を『特定事業場』といい、下水道法においては、排除基準や届出等について、細かく規定しています。

そのほかにも、ダイオキシン類対策特別措置法施行令に定める水質基準対象施設も、下水道法で定める特定施設に該当します。

4.除害施設とは

除害施設とは、企業の生産活動などによって生じた汚水が、下水の排除基準（4～5 ページに記載）を超過している場合、排除基準以下の水質にするために、汚水を処理（害を除去）する施設のことをいいます。

汚水処理には、油水分離法などの物理的処理や、酸・アルカリの中和法などの化学的処理、活性汚泥法などの生物学的処理があり、これらは、工場・事業場内で発生する作業排水の種類にあわせて各処理方法を組み合わせ、連続処理もしくは回分処理にて行います。

5.一定の工場・事業場の設置者は、次の届出が必要です

§ 公共下水道使用開始（変更）届

下記に該当する者は、公共下水道管理者に対し、あらかじめ「公共下水道使用開始届」または「公共下水道使用開始（変更）届」を届け出る必要があります。（下水道法第 11 条の 2）

届出書類は、上下水道局下水道課に提出してください。

➤ 公共下水道使用開始（変更）届

- ・一定の量または水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとするとき。
- ・届出に係る下水の量または水質を変更しようとするとき。

➤ 公共下水道使用開始届

- ・特定施設の設置者が、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出るとき

届出後に、下水の量又は水質を変更しようとするときは、「公共下水道使用開始（変更）届」を提出してください。

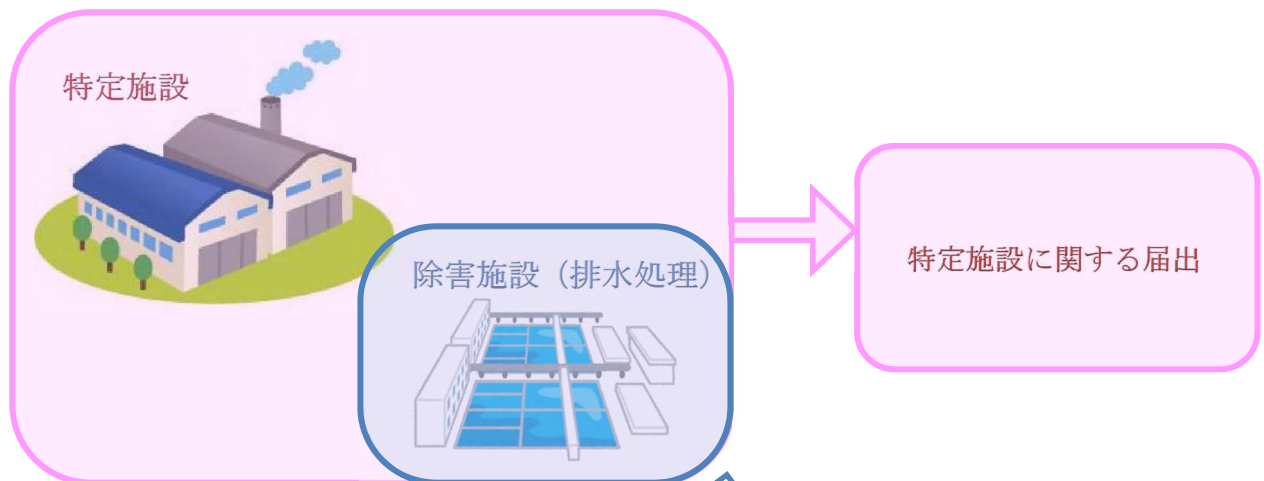
届出名	届出が必要な場合
公共下水道使用 開始（変更）届	○排除する汚水量が最も多い日で 50 m ³ 以上ある場合。 ○公共下水道へ流す汚水の水質※が 3～4 ページの表の値に 1 項目でも適合しない場合。 ○すでに届け出た下水の量または水質を変更する場合。
公共下水道使用 開始届	○特定施設を設置するとき。 （上記の届出をした事業場を除く）

※既に汚水の処理施設や除害施設を設置している場合には、処理前の水質を指します。

§ 特定施設及び除害施設の届出の区分

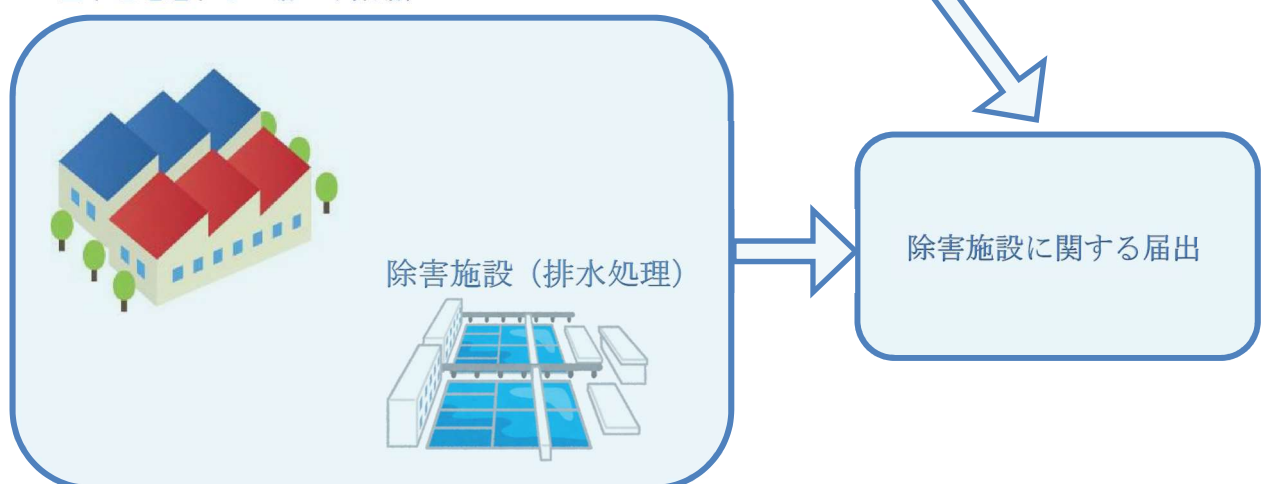
特定施設及び除害施設についての届出の区分は、次のようになっています。詳しい内容は 10 ページを参照してください。

特定事業場（特定施設の設置工場・事業場）



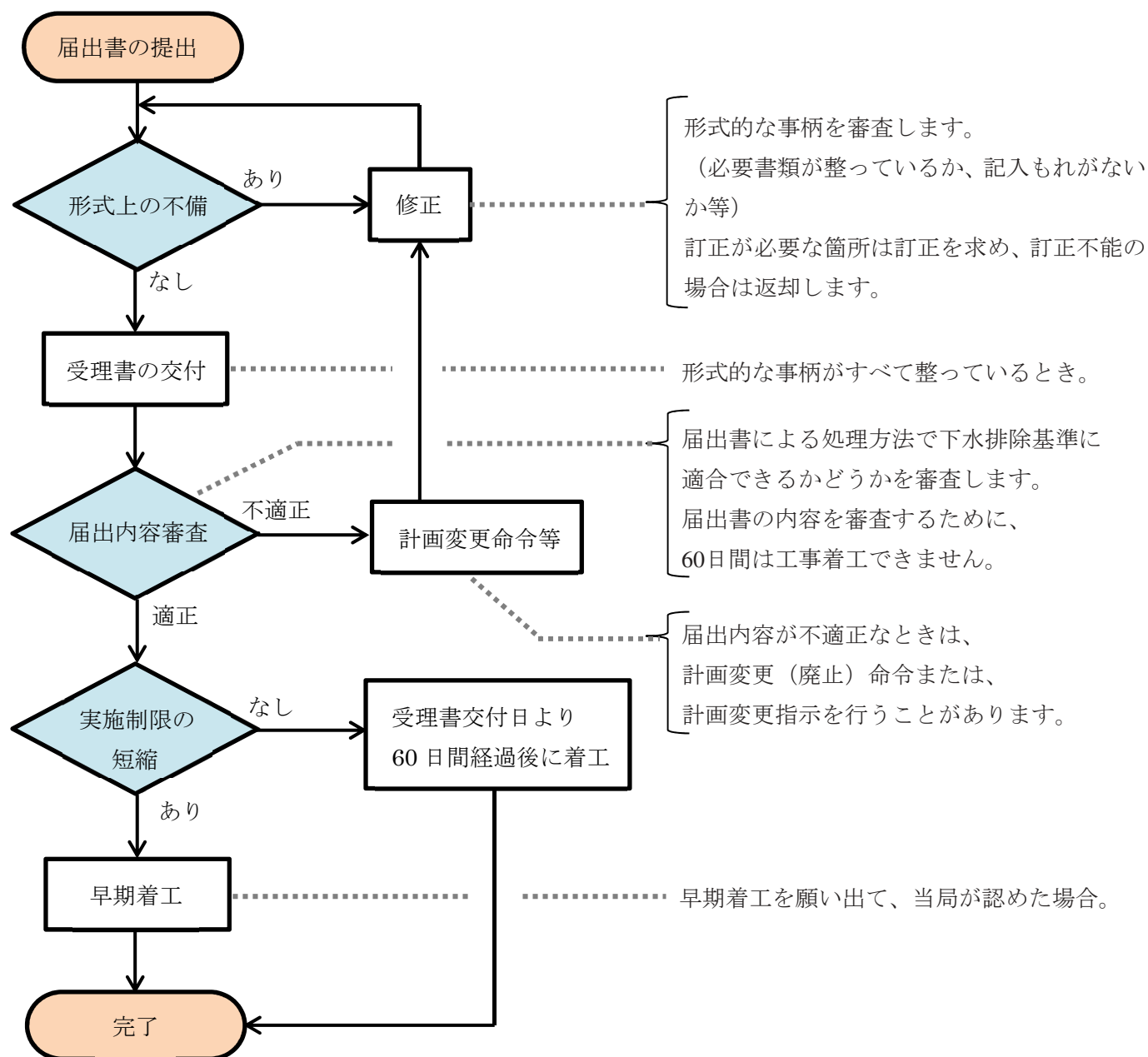
非特定事業場

（特定施設は非設置だが、処理前の汚水水質が下水排除基準を超過する工場・事業場）



§ 届出の順序

特定施設及び除害施設を設置し、又は変更しようとするときの届出の順序は次のようになっています。



●届出の義務に違反した場合

法律又は条例に基づく届出義務に違反した場合は、罰則の適用があります。

例：特定施設設置の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金の適用があります。（下水道法第47 条の2）

§ 特定施設に関する届出

○特定施設については、次の届出が必要です。上下水道局下水道課まで届け出てください。

	届出名	届出が必要な場合	届出内容	届出の期限
1	特定施設設置届出書	工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者が当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき。 (下水道法第12条の3第1項)	① (個人の場合) 氏名及び住所 (法人の場合) 名称、住所及び代表者の氏名 ② 工場又は事業場の名称及び所在地	特定施設を設置しようとする日の 60 日前まで。 届出受理後、60 日経過後でなければ着工できません。 ただし、この期間を短縮できる場合があります。(下水道法第12条の6)
2	特定施設使用届出書	特定施設に指定された際に、その施設を設置している者(工事中を含む)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するとき。 (下水道法第12条の3第2項)	③ 特定施設の種類 ④ 特定施設の構造 ⑤ 特定施設の使用方法 ⑥ 特定施設から排出される汚水の処理方法	特定施設となった日から30 日以内
		すでに特定施設を設置している工場又は事業場が公共下水道を使用することとなったとき。 (下水道法第12条の3第3項)	⑦ 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統	公共下水道を使用することとなった日から30日以内
3	特定施設の構造等の変更届出書	1、2の「届出内容」のうち、④、⑤、⑥又は⑦のいずれかを変更しようとするとき。 (下水道法第12条の4)	変更しようとする事項	特定施設の構造等を変更しようとする日の60 日前まで。 届出受理後、60 日経過後でなければ着工できません。 ただし、この期間を短縮できる場合があります。 (下水道法第12条の6)
4	氏名変更等届出書	1、2の「届出内容」のうち、①又は②のいずれかを変更したとき。 (下水道法第12条の7)	変更した事項	変更した日から30 日以内
5	特定施設使用廃止届出書	特定施設の使用を廃止したとき。 (下水道法第12条の7)	廃止した特定施設	廃止した日から30 日以内
6	承継届出書	1、2の届出をした者の地位を承継したとき。 (下水道法第12条の8第3項)	承継の原因 (譲り受け、借用、相続、合併、分割)	承継があった日から30 日以内。届出をする者は承継した者(譲り受けた者、相続人、合併後の存続法人等)です。

6.水質事故時の措置について

§ 水質事故が発生したときは上下水道局に連絡を

すべての事業場（特定事業場・非特定事業場とも）は、有害物質や油等を含む下水が公共下水道に流出するような事故（水質事故※）が発生した場合には、下水道への流出を防止する応急措置を講じて、その状況を速やかに上下水道局下水道課（072-784-8072）に通報し、その指示に従ってください。

※水質事故の例

火災の発生、停電等による除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等

➤ 通報の内容

1. 発信者の氏名
2. 水質事故の概要：事故発生（発見）日時、
事故発生事業場名・所在地
有害物質等が流出した施設
下水道に流出した物質と推定流出量（または施設からの流出量）
3. 警察、消防、市役所等への通報状況
4. 応急措置の内容
5. 現在の公共下水道への流出状況
6. 発信者の連絡先（電話番号等）

➤ 特定事業場は、水質事故時の措置が下水道法により義務付けられています。

1. 有害物質又は油を含む下水※が公共下水道に流出する事故が発生したときは、特定事業場は、直ちに応急の措置を講じ、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を所管の下水道事務所に届け出なければなりません。（下水道法第12条の9第1項）
ただし、下水道に流出した場合でも、排除基準に適合している場合は事故時の措置の義務が免除されます。
適切な応急の措置が講じられていない場合は、応急の措置を講ずべきことを公共下水道管理者が命ずることがあります。（下水道法第12条の9第2項）
2. 応急の措置を講ずべき命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失による場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金）が適用されます。（下水道法第46条第1項及び第2項）

※ 有害物質又は油を含む下水(通報が必要な物質等)

「下水排除基準」（4～5ページ）の表に示す有害物質（カドミウムからアンモニア性窒素・亜硝酸性窒素・硝酸性窒素）、塩化ビニルモノマー、トランス-1,2-ジクロロエチレン、油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）

7.この他に守らなければならないことがあります

§ 水質の測定とその記録

特定施設の設置者は、継続して排除している下水の水質を測定し、その結果を記録および5年間保存する義務があります。また、測定方法、測定箇所及び記録の方法についても、法律に定めがあります。（下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条）

なお、測定回数は次のとおりです。（下水道法施行規則第15条）

測定項目	測定回数
pH ・ 温度	1日に1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

§ 立入検査に応じる義務

公共下水道管理者は、公共下水道の機能及び構造を保全し、また、公共下水道からの放流水を下水排除基準に適合させるために、排水区域内の土地又は建物に立ち入り、排水設備、特定施設及び除害施設等について、いつでも検査をすることができます。（下水道法第 13 条）

上下水道局では、工場・事業場の排水を水質検査すると共に、水質の状況によって立入検査を行っています。

§ 報告の義務

公共下水道管理者は、特定施設の設置者や基準に適合しない下水を排除する者に対し、事業場・除害施設の状況や排除する下水の水質に関し必要な報告を求める場合があります。（下水道法第 39 条の 2）

例えば、

- 排除下水管理状況報告書
- 改善報告書

などが該当します。

●法令の規定による記録をせず、または虚偽の記録をした場合・立入検査を拒み、妨げ又は忌避した場合・報告をせず、または虚偽の報告をした場合

20 万円以下の罰金が適用されます。（下水道法第 49 条）

8.最後に・・・

§ 公共下水道の保全・健全な水循環の構築にご協力をお願いします。

地上に降った雨は、川に流れ、海へ出ます。海では、蒸発した水が雲を作り、また雨を降らせます。このように水は循環しており、人はその水を使って生活を営んでいます。

そして、一度使われて汚れた水は、下水道を通して処理場で浄化され、海や川へ還ってきます。このように、下水道は水循環の一翼を担っています。

工場・事業場では、さまざまな汚水や廃液を下水道へ排出するため、下水の排除基準が守られないと、下水道への負担が大きくなり、役割を果たせなくなる恐れがあります。

下水道をお使いいただいている皆さまが、下水の排除基準を守っていただくことで下水道の保全につながり、ひいては、私たちの快適な生活環境の保全、そして海や川などの公共用水域の保全につながるのです。

改めて、公共下水道の保全・健全な水循環の構築に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

